

注意:御意見の全体像が把握できるように、代表的な御意見を抽出し、整理しております。  
 なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	平成16年4月以降に新規化学物質届出において高分子フロッスキームの判定で白と認められた化学物質は、公示前から届出不要物質として扱えるようにしてほしい。	公示前の新規化学物質については、一般化学物質と同様に製造数量等の届出が必要となり、物質名称を公示することになる届出不要物質として扱うことはできないと考えます。当該物質の製造数量等の届出について規定している法第8条第2項でも、届出不要物質の適用は除外されています。
2	届出不要物質については、今後は化学物質の追加等があること、対象物質数が多く検索の容易化が必要であることから、官報整理番号だけでなく、監視化学物質の告示と同様に、通し番号と官報公示名称についても併せて告示すべきではないか。	告示では原則官報整理番号によって物質を特定するとしますが、ご意見を踏まえ、別途物質名称を記載した一覧表等を作成し、3省のHPに掲載するなどにより、物質が容易に検索されやすいようにしたいと考えております。
3	酸化カルシウム(1-189)、酸化チタン(1-558)、酸化鉄(1-357)については、労働安全衛生法第57条の2(MSDSの義務)の対象物質である。安衛法でMSDSの提供義務を負わせる物質が、化審法の届出不要物質となるのは労働安全衛生に関わるサイトでしかハザードあるいはリスクが懸念されないということになるかと思う。一般化学物質としての届出はすべきではないか。	酸化カルシウム、酸化チタン、酸化鉄については労働安全衛生法に基づき名称通知等が必要ですが、「選定の考え方」に照らすと、いずれも、地殻、水域又は大気等自然界に本来大量に存在する化学物質に該当するため、届出不要物質としています。
4	酸化マンガン(1-475)については、化学物質排出把握管理促進法の第一種指定化学物質(マンガン及びその化合物)であり、これを化審法の届出対象から除外することは、PRTR指定物質の化審法でのリスク評価は不要ということになり国内法として矛盾するのではないと思われるため、化審法の届出対象とすべきではないか。	酸化マンガンについては、届出不要物質としていましたが、ご意見を踏まえて確認したところ、化学物質排出管理促進法で第一種指定化学物質であることがわかりましたので、届出不要物質としないことといたします。同様に確認したところ、水酸化ナトリウムについては、毒劇法の劇物に指定されていますので、届出不要物質としないことといたします。
5	ホウ酸(1-63)、ホウ酸ナトリウム(ホウ砂)(1-69)は、選定基準の「環境中で既知見通知で示されたイオンのみに分解する化学物質」に該当すると考えられるため、届出不要物質に追加してほしい。	水濁法等で規制されているため、届出対象としています。
6	平成23年1月21日に環境省から『化学物質の環境リスク初期評価(第9次とりまとめ)の結果について』が公表されましたが、その中で、“健康リスク初期評価のA. 詳細な評価を行う候補”として、あるいは“生態リスク初期評価のB1. リスクはAより低いと考えられるが、引き続き、関連情報の収集が必要”とされた物質に「過塩素酸(1-221)」がありました。化審法上の、一特にも二特にも該当せずリスク評価を行う必要がないと認められる届出不要物質とすることをとまどいを感じます。	過塩素酸(1-221)、過塩素酸カリウム(1-230)、過塩素酸マグネシウム(1-234)については、環境中で既知見イオンになるとの根拠が明確でないため、届出対象とすることが適当と考えます。
7	エタノール(2-202)は、①古くから飲料、食酢、醤油、味噌等飲食物品の原料や食品の合成保存料として広く利用されている、②自然界に本来大量に存在する、③自然界に放出されたあとで速やかに分解する。このため、エタノールを届出不要物質にしてほしい。	エタノールについては、自然界に本来大量に存在する化学物質であって生体の生命活動に必須又は重要な化学物質の十分条件とは考えられないため、届出対象としています。
8	官報整理番号「7-2507」の高分子化合物が、届出不要物質になっていない。高分子フロッスキームの情報を提供するので、届出不要物質としてほしい。	当該物質については、高分子フロッスキームだけを用いて白判定された物質ではないため、届出不要物質とはしていません。
9	「カルボキシメチルセルロース、酢酸及び酪酸のエステル化反応生成物(水及び酸に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)(8-680)が届出不要物質告示案に掲載されているにもかかわらず、別の官報番号をもつ類似物質については、届出不要物質とはされていない。類似の物質についても届出不要物質と考えてよいのか。	官報整理番号8-680に対応する化学物質のみ届出不要物質になり、他の番号の物質は届出の対象になります。
10	医薬品添加物規格収載品目、及び医薬品添加物規格には未収載の医薬品添加物について、一般工業用途に使用されている物質もあるため届出不要物質に追加してほしい。	届出不要物質は、「選定の考え方」に照らして一般化学物質(既存化学物質、白告示新規物質など)から選定しており、医薬品添加物であることをもって届出不要物質とするものではありません。
11	以下、4物質を届出不要物質に追加してほしい。 官報公示名称(物質名) 官報公示整理番号 CAS番号 ① ヒアルロン酸 ② アルギン酸プロピレングリコールエステル(8-247) ③ アルギン酸ナトリウム(8-237) ④ アルギン酸カリウム(8-237)	ヒアルロン酸は一般化学物質ではないため、製造数量等の届出は必要ありません。また、アルギン酸プロピレングリコールエステルについては、自然界に本来大量に存在する化学物質であって生体の生命活動に必須又は重要な化学物質の十分条件とは考えられないため、届出対象とすることが適当と考えます。アルギン酸ナトリウムとアルギン酸カリウムについては、専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
12	リン酸アンモニウム(1-379)は、従来より肥料として幅広く使用され有害性も低いことから、届出不要物質にしてほしい。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
13	化学反応を起こさせて得られた糖みつについて、届出不要物質にしてほしい。	化学反応を起こさせて得られた糖みつは、一般的には構成成分が明確ではないため、届出不要物質とするのは適切ではないと考えます。

	水酸化アルミニウム(1-17)については、地殻に大量に存在する化学物質であり、主な資源鉱物としてギブス石が挙げられている。このため、水酸化アルミニウムは届出不要物質であると考えられる。	水酸化アルミニウムは、天然由来の鉱物であるが、地殻、海水、大気的主要成分により日常的に受ける曝露量と同様であることが明らかではないため、届出対象とすることが適当と考えます。同様に、塩基性アルミニウムグリシネートについても、届出対象とすることが適当と考えます。
14	塩基性アルミニウムグリシネート(Dihydroxyaluminum Aminoacetate)はアミノ酢酸と水酸化アルミニウムから構成されている化学物質と考えられ、アミノ酢酸(9-77)は、人の生命活動に必須かつ重要な化学物質であるため、既に届出不要物質告示案に記載されている。このため、塩基性アルミニウムグリシネートも届出不要物質であると考えられる。	
15	届出不要物質にあるシクロアミロース(重合度:6~8)(8-101)と製造方法、起源原料が同等であるため、次の物質も届出不要物質としてほしい。 ・6-O-(1- $\alpha$ -マルトシル)シクロマルトヘキサオース(8-670) ・6-O-(1- $\alpha$ -マルトシル)シクロヘプタオース(8-671) ・6-O-( $\alpha$ -マルトシル)シクロオクタオース、シクロヘキサオース、6, 6'-O-ビス( $\alpha$ -マルトシル)シクロヘプタオース、6-O-( $\alpha$ -マルトシル)シクロヘキサオース、6-O-( $\alpha$ -マルトシル)シクロヘプタオース、6, 6'-O-ビス( $\alpha$ -マルトシル)シクロヘキサオース、シクロヘプタオース、6, 6'-O-ビス( $\alpha$ -マルトシル)シクロオクタオース、6, 6', 6''-O-トリス( $\alpha$ -マルトシル)シクロヘキサオース、6, 6', 6''-O-トリス( $\alpha$ -マルトシル)シクロオクタオース、シクロオクタオース及び6, 6', 6''-O-トリス( $\alpha$ -マルトシル)シクロヘプタオースの混合物(8-672)	自然界に本来大量に存在する化学物質であって生体の生命活動に必須又は重要な化学物質の十分条件とは考えられないため、届出対象と考えます。
16	ケイアルミン酸カルシウム(アルミノケイ酸カルシウム)(9-2411)は、自然界では、たいていの種類の岩石中に存在している長石の一種である灰長石として存在していることが知られている。このため、ケイアルミン酸カルシウムは届出不要物質であると考えられる。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
17	ケイ酸アルミニウムはアルミニウム、珪素、酸素から構成される物質であるが、これは地殻への含有量の上位3元素そのものである。また、ケイ酸アルミニウムなどのケイ酸塩は、長石やカオリンなど一般的な岩石の主要構成成分として自然界に広く存在している物質でもある。よって、届出不要物質としてほしい。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
18	アルミン酸マグネシウム(1-596)については、酸化マグネシウムと酸化アルミニウムの固溶体と考えられ、酸化マグネシウム(1-465)も酸化アルミニウム(1-23)も既に届出不要物質告示案に記載されている。このため、届出不要物質に追加してほしい。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
19	ケイ酸マグネシウム(1-468)は、届出不要物質告示案にケイ酸カルシウム(1-194)が掲載されており、環境中においてMg <sup>2+</sup> とSiO <sub>4</sub> <sup>-</sup> に分解すると考えられるため、届出不要物質に追加してほしい。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
20	「ビタミンB1、ビタミンB2」、「チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物、リボフラビンリン酸エステルナトリウム」、「パントテン酸カルシウム」に関して、日本人の食事摂取基準(2010年版)等において、耐用上限量が定められておらず、かつ、既存化学物質番号(9)-811、(5)-3909と(9)-2282)が振られているため、届出不要物質に追加してほしい。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
21	届出不要物質として、グルタミン酸、リンゴ酸、クエン酸、フマル酸といった物質があげられている。これらの物質のナトリウム塩(L-グルタミン酸ナトリウム(9-1540)、DL-リンゴ酸ナトリウム(2-1449)、クエン酸三ナトリウム(2-1323)、フマル酸ナトリウム(2-1094)は、食品添加物として指定され、安全性が高いと考えられ、またJECFAでもADIは「制限しない」又は「特定しない」とされている物質である。また、ナトリウムイオンについては、自然界に本来大量に存在する化学物質にあげられているものである。以上のことから、届出不要物質としてほしい。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
22	カラメル(8-640)は、食品衛生法、薬事法等で規制されている物質であるため、届出不要物質として指定してほしい。	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。
23	下記20品目については、自然界に本来大量に存在する化学物質であって生体の生命活動に必須又は重要な化学物質と考えられるため、届出不要物質への追加を検討してほしい。 (1)アミノ酸(L体) L-シスチン(2-1468、9-1587)、L-ノルバリン(2-3889) (2)アミノ酸塩類(L体) L-アルギニン塩酸塩(1-215、2-1307)、L-システイン塩酸塩一水和物(1-215、9-1590)、L-システイン塩酸塩無水和物(1-215、9-1590)、L-ヒスチジン塩酸塩(1-215、9-1607)、L-リジン酢酸塩(2-688、9-1633)、L-リジン塩酸塩(1-215、9-1633)、L-グルタミン酸ナトリウム一水和物(9-1540)、L-グルタミン酸カリウム(9-1575)、L-アルギニン・L-アスパラギン酸(2-1305、2-1307)、L-アルギニン・L-グルタミン酸(9-1559)、L-リジンL-グルタミン酸塩(9-1573、9-1633) (3)ペプチド類 L-アラニルL-グルタミン(2-3990)、グリシルグリシン(2-2667)、グリシルL-グルタミン(2-3764) (4)アミノ酸誘導体 N-アセチルL-システイン(2-2757)、N-アセチルL-グルタミン酸(9-2029)、N-アセチルDL-トリプトファン(9-1601)、N-アセチルL-チロシン(9-1599)	専門家の意見を聴取した上で、「選定の考え方」に照らして今後検討いたします。